

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 リゾートトラスト株式会社

【英訳名】 RESORTTRUST, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 勝康

【本店の所在の場所】 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

【電話番号】 052 - 933 - 6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 I R部長 嶋根 直登

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

【電話番号】 052 - 933 - 6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 I R部長 嶋根 直登

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,308,900,000円

(注) 1 . 本募集は、平成29年6月29日開催の当社定時株主総会の特別決議、及び同日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的として、新株予約権を発行するものであります。

(注) 2 . 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、0円とする。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成29年6月28日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする。)であります。

(注) 3 . 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】
リゾートトラスト株式会社 東京本社
(東京都渋谷区代々木四丁目36番19号 リゾートトラスト東京ビル)
リゾートトラスト株式会社 大阪支社
(大阪市北区西天満4-14-3 リゾートトラスト御堂筋ビル)
リゾートトラスト株式会社 横浜支社
(横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMO ライジングビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(リゾートトラストグループ第 4 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	11,000個(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。
発行価額の総額	0 円
発行価格	0 円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成29年 7 月31日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リゾートトラスト株式会社 総務部法務課・戦略法務課 (愛知県名古屋市中区栄 2 - 6 - 1)
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成29年 7 月31日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. リゾートトラストグループ第 4 回新株予約権証券(以下「本新株予約権」)は、平成29年 6 月29日開催の当社定時株主総会特別決議、及び同日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行います。
4. 本新株予約権の募集は、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり、増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	12名	6,500個
当社執行役員、当社従業員、関係会社の取締役、関係会社の従業員	900名	4,500個
合計	912名	11,000個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	リゾートトラスト株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は、1,100,000株を上限とし、うち当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対しては650,000株を上限とする)。 但し、新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または併合が行われる場合には、次の算式により付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、本新株予約権の目的である株式の総数もそれに従って調整される。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率 かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。以下「行使価額」。)に付与株式数を乗じた金額とする。但し、当該行使価額が新株予約権割当日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値をもって行使価額とする。 新株予約権割当日後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、新株予約権割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 上記のほか、新株予約権割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、他の種類株式の普通株主への無償配当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他の場合であって行使価額の調整が必要であると当社が判断する場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,308,900,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。 なお、上記金額は、平成29年6月28日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額及び準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成34年6月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 リゾートトラスト株式会社 総務部総務課(又はその時々における当該業務担当部署) (愛知県名古屋市中区栄2-6-1) 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各新株予約権の一部行使は認められない。 2. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は関係会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。 3. 上記2にかかわらず、新株予約権者が、本新株予約権の行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会(株主総会決議を要しない場合には取締役会)で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会(株主総会決議を要しない場合には取締役会)で承認されたとき、または当社普通株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更が行われ、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。</p>

- (注) 1. 行使価額は、平成29年7月28日に決定します。
2. 本新株予約権の効力の発生時期
本新株予約権の効力は、行使請求に必要な書類が上記表中の「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」行に記載の「1. 新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ「3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社指定口座に、当該新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が入金されたことを当社が確認した場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権請求取次日に発生するものとする。
3. 本新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関する事項
- (1) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
 - (2) 会社法その他の法律の改正等により、本新株予約権の発行要項の規程中読み替えその他の措置が必要となる場合は、当社は必要な措置を講じる。
 - (3) 本新株予約権の目的となる株式については、振替法の規定が適用される。
 - (4) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)(注) 1	発行諸費用の概算額(円)(注) 2	差引手取概算額(円)
2,308,900,000	3,000,000	2,305,900,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計を合算した金額であり、平成29年6月28日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2. 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員の、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社株主との利害の共有化により当社グループの企業価値の一層の増大を図ることにより、株主価値の向上を意識したグループ経営を推進することを狙いとするものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は、新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

したがって、手取金は運転資金に充当する方針であります。具体的な支出予定時期については、行使による払込みがなされた時点での状況に応じて決定致します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第44期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書(第44期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年6月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年6月29日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

リゾートトラスト株式会社 本店
(愛知県名古屋市中区東桜二丁目31番18号)

リゾートトラスト株式会社 東京本社
(東京都渋谷区代々木四丁目36番19号 リゾートトラスト東京ビル)

リゾートトラスト株式会社 大阪支社
(大阪市北区西天満4-14-3 リゾートトラスト御堂筋ビル)

リゾートトラスト株式会社 横浜支社
(横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMO ライジングビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。